

県北広域振興局長告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年12月2日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市西の沢第6地割20番5及び20番8	55.50	6.00	平成28年11月18日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。